

## アメリカ憲法の200周年を記念する

董成美著 楊建順訳

### 〔解説〕

1972年中日国交正常化以来15年間、中日両国の貿易・文化交流が盛んになるにつれて、学术交流も頻繁に行われている。董成美先生は早稲田大学に招かれて、1987年4月から5月にかけて、一ヶ月ほど講演された。その時、何度も先生にお目にかかることができ、いろいろとご指導を受け、また先生から中国の代表的な法律誌『法学雑誌』（法学雑誌社）に書かれた米国憲法200周年を記念する論文を頂いた。ここに訳載するものがそれである。

ロック、モンテスキューらによって唱導された立法・司法・行政（執行）の三権分立主義は、近代の市民的自由主義並びに国民参政の要請に応えるものであったので、各自由主義国家の政治制度に広く採用され、自由主義的な統治組織原理になっている。アメリカ型の大統領制はほとんど完全な三権分立体制であり、イギリス型の議院内閣制は立法・行政の融合した体制だといわれている。

日本の国政はイギリス・アメリカの中間の形態を採っているといわれている。日本国憲法は、立法権は国会に（第41条）、司法権は裁判所に（第76条）、行政権は内閣に（第65条）分属させると同時に、議院内閣制（66条、第69条）及び裁判所の違憲立法審査権（第81条）を認めている。

明治憲法は、天皇の統治権総攬の原則によって統合されたにもかかわらず、一応三権の分立を認めていた。1891年（明治24年）5月12日、いわゆる大津事件が発生した。当時は明治憲法が施行されて半年しかたっていなかった。旧刑法（明治15年1月1日施行）第2条には、「法律ニ正条ナキ者ハ何等ノ所為ト雖モ之ヲ罰スルコトヲ得ズ」と明文規定があった。しかも、第1章皇室に対する罪、第116条には、「天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘシトシタル者ハ死刑ニ処ス」とあって、この規定が日本皇室にのみ適用され、外国の君主や

皇太子等を含まないことは明らかであった。にもかかわらず、検事総長は当局の命により、同規定を適用し、松方首相、西郷内相等も自ら大津に出かけ、裁判官に面会してこれを説得しようとした。児島惟謙大審院長はこれに屈せず法を守った。これは行政権からの司法権の独立の典型的な例として世間で広く知られている。

いうまでもなく、日本では、権力分立の原理はすでになじみ深い概念であり、それに関する研究も多くなされている。

これに対して、中国の国家体制は、アメリカの大統領型でもなければ、イギリスの議院内閣制でもない、そして、その中間的な日本型でもない。1982年の新憲法は、「中華人民共和国は、労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした人民民主独裁の社会主義国家である」(第1条第1項)と規定している。新憲法は、前文において、四つの基本原則、すなわち、社会主義路線、人民民主主義独裁、共産党の指導、マルクス・レーニン主義・毛沢東思想を堅持しなければならないと規定しているが、中国共産党の見解では、四つの基本原則を堅持する核心的問題は、党の指導を堅持することであるとされている。すなわち、中国共産党は人民民主主義独裁の指導的中核であり、人民民主主義独裁を実現する根本的保障であり、共産党の指導がなければ、人民民主主義独裁を実現することはできないというものである。個人的自由の保障と法の支配の原則を旗印とする欧米民主主義に対して、党の国家機関に対する指導という政治システムは、自由主義国家の政治システムと異なり、中国だけでなく、社会主義国家に共通した政治システムである。

中国では、長い間にわたって、権力分立という原理は資本主義的なものだと決め付けられ、権力分立に関する研究は禁じられてきた。董必武は、<sup>(1)</sup>「民主集中制の原則は旧民主主義の三権分立の原則に対して提出されたものである。欧米のブルジョアは、政権の操縦に都合がよいように、故意にそのブルジョア独裁政府を立法、行政と司法の三つの部門に分け、それを相互に矛盾させ、相互に制約させていた。旧民主主義の議会制度は、ブルジョアの中で権力を握る一部の人が他の一部の少数派=反対派に議場で空論することを許し、権力者が行政権を固く握って自身の統治に有利なことを実行するものである。これは搾取階級が広汎な人民の面前で手管を弄し盗物を分かち取る偽善的な民主制度であ

る。司法は最も精巧な統治手段であるが、実際には同じように権力階級に奉仕している。我々はブルジョアの、あの偽善的なものは不要であり、われわれの制度は立法と行政を合一したものであり、国家権力を行使する機関は各級の人民代表大会及びそれにより選出された各級の人民政府である」と指摘していた。<sup>(2)</sup>この見解は、当時の中国政府の見解であり、中国学界の代表的な学説であり、ブルジョア民主主義的議会形態を排斥し、ブルジョアの権力分立理論を否定していた。

中国憲法では、三権分立の国家体制を採っておらず、民主集中制の基本原則の下で、国家の権力は人民代表大会に集中され、人民代表大会によって統一に行使されている。ただし、行政機関・裁判機関・検察機関に、それぞれ行政権・検察権を行使させている。人民代表大会は、他の一切の国家機関の構成人員を監督し、罷免する権力を有する。これによって、あらゆる国家機関が、人民代表大会が制定した法律および決議を遵守し、執行しなければならない、ということが保障される。張友漁は「(人民代表大会は)行政機関・司法機関の工作を監督する権限を有する点で、資本主義国家の『代表機関』=『議会』とは異なっている。資本主義国家の議会は実際には『清談館』・『討論会』の役割しか有していない。我々のはそれと根本的に異なっており、我々の全国人民代表大会は最高権力機関であり、三権分立のような議会ではない」と指摘している。<sup>(3)</sup>このように、中国では、権力分立が排除され、国家権力の統一性が保障されている。人民代表大会制度が中国の人民民主主義独裁政権の組織形態であり、中国の基本的な政治制度である。

しかし、中国では、プロレタリア文化大革命を経て、権力の過度的な集中の弊害に対する反省により、権力分立論を見直し始めている。レーニンは、「ブルジョアジーからもまなびたまえ。ブルジョアジーは自己階級支配を維持する能力をもっていたし、われわれがそれなしにはやっていけない経験をもっていた。この経験を軽々しく拒否することは、このうえないうぬぼれであり、革命にとって最大の危険であろう」と指摘している。<sup>(4)</sup>要するに、どの国でも、客観的な科学分析を通して、各国の有益な経験・教訓を鑑み、自国に適用するようにしなければならない。三権分立理論はいろいろな問題にぶつかっているにもかかわらず、長年の歴史の中で積み重ねてきた有益な経験が豊富であるので、学ぶに値するものは多くある。中国の人民代表大会制度は、自由主義国家の議

会制度とソ連の人民代表制度を比較して検討した上で、中国の事情を尊重した独特なものである。どの制度が良いか、それは、各国にそれぞれに異なる歴史的背景があり、それぞれに異なる現実があるから、そう簡単に割り切れるものではないであろう。しかし、各国が互いに学び合うことは、どの時代においてもなくてはならないものだといえよう。最近になって中国の学界における権力分立に対する研究が徐々に盛んになってきた。そして、権力分立理論は確かにブルジョア階級革命によって確立された概念であるが、プロレタリア階級の社会主義国家においても、その進歩的な意義は否定できない、しかも、権力分立理論の進歩的な意義を認めるだけでなく、できるだけ中国の政治改革に役立つようにその理論を真剣に検討しなければならない、という見解が、最近有力になってきた。

今日のアメリカにおいては、董先生も指摘しているように、行政部門・大統領の権力が拡大されつつある。アメリカの著名な政治学者ガーナー（James Wilford Garner）は、違憲法令審査制度は、その最盛期においても強烈な反対にぶつかった<sup>(5)</sup>と指摘している。あるアメリカ政治学者もそれが「裁判官の貴族政治」（Aristocracy of the Robe）だと風刺した。それらの反対論拠としては、それは司法部門の独断であり、直接に民主主義原則を違反し、急速な社会変革の要求に応じきれない、ということが挙げられる<sup>(6)</sup>。行政権力の拡大ということは、アメリカだけの問題でなく、どの国でも、正面から処理しなければならない世界共通の問題であろう。実際には、各国の実践が示しているように、行政部門の権力は徐々に拡大されてきた。もちろん、アメリカのように厳格的に「三権分立」を実施する国は稀である。三権分立を原則としたアメリカ憲法の200周年に際して、三権分立原則を再検討再構成することは重大な歴史的意義があると言えよう。その意味で、中国においては、人民代表大会制度を健全化し、党の指導を適当な限度に押さえるためには、やはり長い歴史的伝統を持つ権力分立理論を真剣的に検討する必要があるのではないか。

董先生のこの論文は、世界で最初のブルジョア成文憲法であるアメリカ憲法に確立された三権分立原則を分析し、その現実的な意義を指摘した。その見解は、代表的な中国学者の権力分立に関する見解の一つである。

董成美先生は、1928年12月に中国雲南省昆明市に生まれ、1951年7月、北京大学政治系を卒業し、同年12月、中国人民大学法律系院生を終了した。その後、

中国人民大学、北京大学、中国政法大学等の学校で教鞭をとり、憲法学、哲学、政治経済学等の課程を講義してきた。現在は中国人民大学法律系教授であり、南開大学教授、中国政法大学研究生院教授を兼任すると共に、雑誌『中国法学』常務編集委員、憲法研究会理事・副秘書長、弁護士をも兼ねている。

著書には『憲法基本知識』（上海人民出版社，1983年5月。邦訳西村幸次郎監訳『中国憲法概論』，成文堂，1984年11月）であり、ほかに、「人民日報」，「光明日報」，「法学雑誌」，『民主与法制』等の新聞雑誌に多数の論文を発表している。

〔注〕

- (1) 中国共産党の創始者の一人であり、中国共産党および中華人民共和国の卓越した指導者の一人である。中華人民共和国建国初期、中国人民政府政務院副総理・政務院政法委員会主任・最高人民法院院長・全国人民代表大會常務委員会副委員長・中国政治法律学会会長等を歴任していた。
- (2) 『董必武選集』，人民出版社，1985年，246頁～247頁。
- (3) 張友漁『憲法論叢』④，群衆出版社，1986年，529頁。
- (4) ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所編・マルクス＝レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第30巻，大月書店，1958年，446頁。
- (5) James Wilford Garner, Political Science and Government, 1928.
- (6) 羅耀培「論憲法的実施保障問題」『法学研究』，中国社会科学出版社，1986年第2期，21～26頁。

〔本文〕

アメリカ憲法は、歴史上最も古いブルジョア憲法のひとつであり、世界で最も古い成文憲法である。それは、アメリカのブルジョア革命の産物である。

アメリカ憲法の思想的淵源は、一体、イギリスのジョン・ロック (John Locke) か、それともフランスのモンテスキュー (Montesquieu) か、それともスコットランドのデーヴィッド・ヒューム (David Hume) か。あるいは、スイスのブラマキ (Burlamaqui) であろうか。更には、古代ギリシアの哲学者プラトン (Platon), アリストテレス (Aristotles), ポリビウス (Polybius) の影響であろうか。これについては、アメリカの学者の間でも、異なる見解が色々と唱えられている。

我々は、アメリカ憲法の下で創立された国家制度から、次のような点を指摘

することができる。当時、全世界のあらゆる国が封建専制の制度であった中で、アメリカの啓蒙思想家がすでにアメリカにおいて共和制を創立することを主張していたことである。この点は当時の歴史的な条件から見れば、偉大な意義を有している。共和主義は、18世紀後半における民主革命思潮であり、人民大衆が君主制と世襲貴族制に反対する思想意識であり、当時においては急進的な思想意識であった。というのは、18世紀においては、君主政体が依然として絶対的な優位を占めていたし、また、共和主義が未だ広く宣伝され、人々に受け入れられていなかったからである。

共和主義思想の起源は、古代ローマ・ローマ共和国時代にまで遡ることができる。当時は、<sup>(1)</sup>民治思想と道徳価値観念が存在していた。14～16世紀にかけてのヨーロッパのルネサンス期に至って、人文主義（Humanism）思想の伝統が北欧文化にまで発展した。それは、17世紀の共和主義思想家、たとえば、ミルトン（Milton）などの創作活動を激励した。この思想は、18世紀になると、大量の通俗読物や翻訳作品を通して、広く伝えられた。この思想の伝達に大いに貢献したのは、18世紀のイギリスのロックなどであり、後にさらにこれを発展・完成させたのがフランスのモンテスキューであった。アメリカのアレクサンダー・ハミルトン（Alexander Hamilton）、ジェムズ・マディソン（James Madison）及びジョン・ジェイ（Jon Jay）は、アメリカ共和主義思想体系を確立し、最終的にアメリカ憲法のひとつの原則とした。

共和主義思想とは、主に君主制を廃止し、選挙によって選ばれる政府体制を創立することを意味する。したがって、アメリカ憲法の制定者は、当時の憲法において、行政部門及び立法部門の官吏は定期的選挙によって任免されることを明確に規定していた。同時に、連邦政府が各州において共和政体を実行するように保障することを規定し（憲法第4章第4条）、また、合衆国がいかなる貴族にも爵位を授与することができない（憲法第1章第9条）ということを規定していた。これは当時においては、進歩的な意義を有していた。

共和制と密接な関係を有するのは、権力分立（separation of powers）・抑制均衡（checks and balances）という原則である。権力分立・抑制均衡原則は、「権力の分立」と「抑制均衡」の結合という憲法原則を指す。それはアメリカ憲法に初めて書かれたもので、アメリカ憲法のもう一つの基本原則である。

権力分立・抑制均衡原則は、ヨーロッパの古代ギリシア・ローマで最も早く

現れた。アリストテレスは、『政治学』の中で、最も早く権力分立という概念を使っていた。彼は、国家権力を実現する三種の機能の分立を論じ、初歩的な権力分立理論を形成した。アリストテレスは、「あらゆる政体には、構成の基礎として三つの要素がある。……その中の一つは、都市国家の一般公共事務に関する議事機能（部分）である；二番目は行政機能（部分）——行政機能はどのような職があるか、彼らがどの事務を担当するか、及び彼らがどのように選任されるか、これらの問題については、一つひとつ論じなければならない；三番目は裁判（司法）機能である<sup>(2)</sup>」と考えていた。アリストテレスは、この三つの要素が組織上異なり、それによって構成される政体も異なり、政府全体を健全な機構とするためには、各要素は、良好な組織をもたなければならないと主張した。

アリストテレスに次いで、古代ギリシアのもう一人の著名な思想家・ポリビウスが、もっと体系的に権力分立・抑制均衡原則を論証し、アリストテレスの理論を充実させた。ポリビウスは、古代ローマの政治制度において執政官（*consul, consules*）、元老院（*senatus*）、護民官（*tribuni plebis*）という三者の権力が相互協調・抑制均衡である政体を、非常に評価した。彼は、この三つの方面の相互協調・相互抑制が、国家全体を団結させ、非常事態に対処させることができ、権力を総攬するすべての傾向を抑制し、ある部門の専権現象を防ぐことができると、考えていた。ポリビウスは、『ローマ史』第六巻の中で、次のように、体系的にローマの執政官、元老院、護民官三者間の相互協調・抑制均衡の関係を論じた。（一）三者が相互協調である。執政官とは行政長官であり、護民官以外の一切の官吏はその指揮に属す。元老院の主な職権は、財政を管理し、国庫を統制し、収支を決定することである。平民会（*concilia plebis*）は、立法権、条約締結権、戦争又は平和の決定権など、多くの重要な権限を有している。平民の特別代表としての護民官は、元老院の決議に異議を提出することができる。（二）三者が相互抑制である。執政官が全権を握っているにもかかわらず、元老院、平民会及び護民官の制限を受けなければならない。元老院が財政・外交大権を有するが、平民会は立法権を運用し、法律によって元老院に制限を加えることができる。平民会が立法大権を有するが、それに代表される人民は元老院及び執政官の権勢の下にある。上述の通り、ポリビウスの権力分立理論は、権力分立学説の雛型を形成していた。

紀元前一世紀に至って、ローマの著名な思想家・キケロ (Cicero) は、ポリビウスの権力分立理論をさらに発展させた。キケロは、古代ギリシアの自然法理論を運用して、政体を研究した。彼の権力分立理論は、理性と法律の作用を論ずることに重きをおいた。キケロは、現実の政治制度においては、元老院、執政官であろうと、平民会、護民官であろうと、それらの権力、地位及び相互関係のすべては、自然法及び人類理性と一致し、自然法と人類理性の現れである人定法によって確定・規定されなければならないと、そして、法律の規定に従って権利を行使し、義務を履行しなければならないと、主張していた。

近代になると、封建専制制度に反対する闘争の必要から、ブルジョア啓蒙思想家たちは、権力分立理論を比較的成熟した学説までに発展させた。その代表者はロックとモンテスキューであった。

ロックは、『市民政府論』(John Locke, TWO TREATISES OF GOVERNMENT, 1690)において、国家の立法権、執行権と外交権を専門的に論じていた。すなわち、立法権は法律を制定する権力であり、国家の力を利用して社会及びその成員を保障する権力である；執行権は法律を執行する権力であり、それは常に存在しており、制定された又は引き続き有効な法律の執行に責任を負うものである；外交権は戦争と平和、連合同盟及びすべての外国人、外国の社会との一切の事務に関する権力であると、彼は主張していた。彼は、議会が立法権を有する機関であり、政府が執行権を有する機関であると、孝えていた。同時に、ロックは、その権力分立理論の中で、立法権、執行権と外交権三者の地位及びその相互関係について、「立法権は、国の最高権力であるだけでなく、共同体が一旦それをある人物に渡したとき、それは神聖不易になる。もし公衆の選挙によらず、立法機関の批准を得ていないならば、どんな人物のどんな命令でも、どんな形式を採っても、或は、どんな権力に支えられていても、それは法律的効力と強制力<sup>(3)</sup>は持たない」と指摘していた。ロックは、立法権が最高であり、その他の権力はすべてそれによって派生され、それによって支配されると、考えていた。

ロックの後に、フランスの著名な思想家・モンテスキューがその理論を発展させた。彼は著名な『法の精神』(L'ESPRIT DES LOIX)において、近代的な権力分立論を完成させた。モンテスキューは、権力をもって抑制し、権力の濫用を防止し、人々の自由を保障する政治体制を建てることを主張した。彼



は、「あらゆる国家には三種の権力、すなわち、(一)立法権力；(二)国際事項に関する行政権力；(三)民事法規事項に関する行政権力がある」と指摘していた。彼は、第二種の権力を執行(行政)権と称し、第三種の権力を裁判(司法)権と呼んでいた。彼は、国家のこの三つの権力がそれぞれ異なる人物または異なる機関によって掌握されなければならない、さもなければ、市民の自由が保障されないと考えていた。あらゆる権力が一体化したときには、専制君主の外観はないけれども、専制君主の存在が感知されると、彼は指摘していた。「もしも同一の人物、或は重要な人物・貴族・平民によって構成される同一の機関がこの三種の権力、すなわち、法律を制定する権力・公共決議を執行する権力・個人犯罪若しくは争訟を裁判する権力を行使するならば、すべては失われるであろう」と警告していた<sup>(5)</sup>。モンテスキューは、当時のイギリスの政体をととも賛美していた。彼は、それこそ完備した「抑制均衡」的な政府であると考えていた。

権力分立・抑制均衡理論は、ロックとモンテスキュー等によって、次のような基本的な特徴を備えたものに発展させられた。(1)国家権力は、立法・行政・司法の三つに分割され、その三つの権力はそれぞれ三つの異なる部門に掌握されること、(2)国家権力を行使することの三つの部門は、単に相互に分立するだけでなく、相互に牽制しなければならないこと、(3)国家権力は相互に分立しながら、相互に牽制する状態の下であるこそ、権力をもって権力に対抗し、権力の濫用を防止し、市民の自由を保障することができる。これは、三権分立学説の理論的な完成である。

1776～1777年に創立されたアメリカ各州の政体は、ほとんどイギリス憲法が規定する共和主義政体の縮図であった。しかし、アメリカ各州の抑制・均衡の政府の墮落変質を防ぐ為に、大部分の州が1776年に、州知事或は他の行政長官の人事任命権を厳しく制限した。その外、各州は立法部門と司法部門の職員が、行政部門の職務を兼任することを厳しく禁止していた。このことは極めて重要である。この規定は、アメリカ憲法の伝統をイギリスから区別させた。このことによって、アメリカはイギリス・欧州大陸に現れた議院内閣制の政体から離脱し、三権分立と相互抑制均衡の両者をひとつに融合した政体を、アメリカ憲法の独特の伝統とした。

権力分立・抑制均衡原則は、ブルジョア国家の創立に伴って、すでに200余

年の運用の歴史がある。この歴史の中で、資本主義世界には重大な変化が発生し、権力分立・抑制均衡原則の実際の運用にも重大な変化が発生した。すなわち、(a)階級的な権力分立の意味が無くなった。権力分立学説は、その発生の歴史からいえば、「階級的な権力分立」の意味を含んでいた。しかし、近代のブルジョア革命は、ブルジョアが完全な勝利を勝ち取ることによって終結が告げられ、創建された政権は、一つの階級によって独占的に占有された。従って、近代においては、権力分立学説の実際上の運用は、階級間の権力分立から一つの階級内部における権力分立に変わってきた。(b)地方的権力分立の意味が加えられた。18世紀のロックとモンテスキューの権力分立説は、国家全体の権力の実現に着眼したものであり、その適用範囲は、中央機関に限られ、中央と地方との関係には触れなかった。アメリカの制憲過程と政治実践では、アメリカの州権派 (anti-federalist) は、ずっと地方的権力分立を実行することを主張してきた。これは、すでにアメリカの憲法に反映されており、その後、多くの資本主義国家の憲法にも地方的権力分立の原則が確認されている。(c)政党政治の影響が強められた。政党の発展の結果、多くのブルジョア国家には、多党制が現れた。多党制国家では、内閣は議会でしばしば安定多数の支持を得られず、常に政府交替、政局不安定の現象が現れている。従って、ある国家は、徐々に権力分立・抑制均衡原則の公式を変え、行政首脳をして議会を凌駕させた。このほか、国家機関体系間の権力分立・抑制均衡原則も徐々に政党内部の権力分配と協力に変わってきた。(d)行政権力が徐々に拡大された。資本主義の自由競争が独占の段階までに発展し、経済上の集中独占は、政治上の国家権力の集中を要求した。従って、行政権力の漸次的な拡大が、ブルジョア国家の権力運用の発展趨勢となった。ある国家では、この問題が顕著であり、他の国家では、他の問題が顕著であるというように、国家によってこれらの変化は異なっている。

行政権力の漸次的な拡大の問題については、具体的に分析する必要がある。アメリカ大統領の権力が日増しに増していることは、明らかである。アメリカ大統領は、政治、経済、軍事、外交などの分野において、その役割が増大している。例えば、経済生活に対する頻繁な関与、軍事競争と軍事的対抗の中での大統領の重要な役割、各種の国際的な危機の絶え間ない出現と大統領の緊急措置、外交における大統領の注目される活動と影響が深い決定等等、これらは、

大統領の権力が無限に拡張していく可能性があり、アメリカの対内対外政策がすべて彼一人に支配され、大統領は日増しに「帝王型大統領」に変身しているように感じさせる。しかし、事実は決してそうではない。確かに、アメリカ統治集団全体におけるアメリカ大統領の権力、アメリカ大統領の地位と役割及びアメリカ大統領を選出する選挙方式等は、今日においては、アメリカ建国初期のそれとは大変異なっている。しかし、変わっていないことがひとつある。すなわち、アメリカ大統領はアメリカのブルジョア全体の政治的代表者であり、独占的なブルジョアのアメリカ人民全体に対する統治手段である、という点である。大統領の権力の拡大及びその職能の増加は、すべて統治階級に必要であり黙認されたものである。それは一旦統治階級の規定した限度を超えると、直ちに有効な制約を受けることになる。これらの制限には、明文規定のものもあれば、明文規定でなく、アメリカの長期の政治生活のなかで形成されたものもある。

アメリカ憲法は、次のような事項について、明文で大統領の権力に対する制限を規定していた。(1)在任期間に対する制限(憲法第2章第1条第1項;修正第22第1条)。(2)給与に対する制限(第2章第1条第7項)。(3)弾劾案の赦免権に対する制限(第2章第2条第1項)。(4)条約締結権と任命権に対する制限(第2章第2条第3項;第3章)。(5)免職に対する制限(第2章第4条)。(6)否決権に対する制限(第1章第7条第1項)。

党派間の闘争も、大統領の権力に制限を加えることがある。大統領それ自身も党派闘争の産物である。党派闘争の大統領に対する制限は、議会、裁判所、各種の圧力団体、世論を通してなされる。その外、選挙の支持者に対する報酬(謝礼)として大統領が必要な犠牲である政治的分け前を払わなければならないことも、その制限の一種である。

議会も大統領の権力に対して制限することができる。例えば、議会は政府提案を否決し、大統領の否決を覆し、財政支出を拒絶し、大統領の任命を否定することができる、大統領の権力を制限する法案を可決することもできる。憲法の規定に基づき、議会は、政府からの提案、任命及び締結した条約を否決することができる。重大な行政協定を制限し、戦時権限(war power)を制限し、予算支出を制限し、情報活動を監督し、若干の緊急法令を廃止することなどできる。

連邦裁判所も、大統領の権力を制限することができる。裁判所は違憲審査権を有する。

利益団体も、大統領の権力を制限することができる。ロビー団体は議会に影響を与えることによって、大統領に影響を与え、また、大統領及びその行政機構に直接に圧力をかけたり、選挙費用を提供し、世論に影響を与えたりすることもできる。

マスコミや世論も大統領の権力を制限することができる。大統領は、その政治的な目的を実現するために、しばしば、マスコミによってその影響力を拡大し、世論を作り、圧力を加える。反対に、マスコミは、世論を作り、大統領の再選に影響を与えることができる。マスコミは、新聞報道に対する統制によって、あるニュースを留保したり又は漏らしたりすることを通して、大統領に圧力を加えることができる。マスコミの背後には、各種の利益団体及び党派がある。だから、マスコミは、「第四の権力」と呼ばれる。

各州地方勢力も大統領に対して制限することができる。例えば、大統領が各州の政府成員を任命するとき、当該州の上院議員の同意を得なければならない。

上述のことから分かるように、アメリカの独占的なブルジョアは、アメリカ大統領に対して変わらぬ抑制権力を終始有してきた。これは、アメリカ憲法が確立した三権分立の原則が200年来根本的に変化せず、三権の関係も常に変動の中で安定を維持してきたことを示している。

我々が今日アメリカ憲法の200周年を記念するのは、200年前のアメリカ人民の封建君主専制に反対する革命精神を記念するためである。アメリカ憲法は、実際の生活の中で、すでにかんがりの変化を生じてきた。アメリカの学者のいう「永久不変の法典」ではなく、それは確かに、「黄色く色褪せた羊皮紙の文章」<sup>(6)</sup>になった。殊に、十月革命翌年の1918年に、世界最初の社会主義的プロレタリア的憲法が現われてからは、それは一層色褪せたように見える。しかし、それはやはり200年の歴史を有するものである。我々は、それを真剣に、事実にして研究し、その中から必要な結論を導き出さなければならない。もちろん、我々は、アメリカ憲法がやはりアメリカブルジョアの独裁手段であることを認識しておかなければならない。

## 【訳註】

- (1) 「民治」とは、人民が国家の主人になることを意味する。奴隷社会・封建社会の専制統治は暴力的な統治である。当時においては、「道徳」もなければ、「価値」もなかった。奴隷が随時に売買され殺されても、誰も不自然だと思わなかった。奴隷はただ領主の話せる道具に過ぎなかった。従って、これらの概念は封建専制に反対する産物だと言え、人文主義思想の淵源だと言える。
- (2) ここでは、原文に忠実に訳したが、邦訳では、次のように訳されている。「凡ての国制には三つの部分があるが……これらの三つの部分の一つは、公共のことに関して評議する部分であり、第二は、役に関する部分であり（その問題は、誰がそしてどんなことを支配しなければならないか、また彼らの選定はどのようなものとして行わなければならないか、である）、第三は、裁判をする部分である」——山本光雄訳『政治学』、岩波文庫、1961年、212頁。
- (3) ここでは、原文に忠実に訳したが、邦訳では、次のように訳されている。「この立法権は、ただに国家の最高権であるばかりでなく、また協同体が一度それを委ねた者の手中で神聖不易である。それ以外の者のどんな布告も、どんな形式で述べられ、どんな力に裏づけられたものにせよ、民衆が選任した立法権によって承認を得ていないものは、法としての効力拘束力をもつことができない」——鶴飼信成訳『市民政府論』、岩波文庫、1968年、135頁。
- (4) ここでは原文に忠実に訳したが、邦訳では、次のように訳されている。「各国家には三種の権力がある。立法権、万民法に依存する事物の執行権及び市民法に依存する事物の執行権がこれである」——根岸国孝訳『モンテスキュー・法の精神』（世界の大思想16）、河出書房新社、1966年、151頁。
- (5) ここでは、原文に忠実に訳したが、邦訳では、次のように訳されている。「もしもただ一人の人物、もしくは有力者であれ、貴族であれ、または人民であれ、それらの一団だけだけがこれらの三権、すなわち法をつくる権、公の議決を執行する権、ならびに犯罪もしくは個人間の争訟を裁判する権を行使するとすれば、すべては失われるであろう」——前掲書『モンテスキュー・法の精神』、152頁。
- (6) アメリカ憲法の原文を指す。当時、アメリカ憲法は羊の皮に書かれた。現在、アメリカの博物館に保存され、すでに200年たったので、当然に黄色く色褪せてきた。

著者連絡先 中国人民大学法律系弁公室  
訳者の住所 国分寺市東元町1—2—2 高屋方6号室